金沢市公報

第２９３３号

平成30年（2018年）４月11日

〒920－8577
金沢市広坂１丁目１番１号

発行所　金沢市役所

◎　目　　次　ページ

●告　示

○児童福祉法の規定による事業者の指定について　(障害福祉課)　1

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について（２件）　(　〃　)　1

○市道の区域の変更について　(道路管理課)　2

○道路の供用の開始について　(　〃　)　2

●公　告

○浄化槽保守点検業者の登録の抹消について　(環境指導課)　3

○都市計画の変更に係る都市計画の図書の写しの縦覧について　(都市計画課)　3

○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の変更について（３件）　(　〃　)　3

○開発行為に関する工事の完了について　(建築指導課)　5

●公営企業告示

○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について　(経営企画課)　5

○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について　(　〃　)　6

●公営企業公告

○下水道排水設備工事業者の指定の取消しについて　(企業総務課)　6

告　　　　　示

◉金沢市告示第132号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第１項第１号の規定により指定障害児相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第24条の37の規定により告示します。

平成30年４月11日

金沢市長　山　野　之　義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	主たる対象者	指定年月日
1770102729	ギフト相談支援事業所	金沢市粟崎町１丁目34番地	株式会社衣食住の家	金沢市粟崎町１丁目34番地	特定無し	平成30年４月１日
1770102737	相談支援事業所聖ヨゼフ苑	金沢市打木町東155番地	社会福祉法人聖ヨゼフ苑	金沢市打木町東155番地	特定無し	平成30年４月１日

◉金沢市告示第133号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第１項及び第51条の17第１項第１号の規定により指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第１項及び第２項の規定により告示します。

平成30年４月11日

金沢市長　山　野　之　義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	指定年月日
1730104823	相談支援事業所　聖ヨゼフ苑	金沢市打木町東155番地	社会福祉法人聖ヨゼフ苑	金沢市打木町東155番地	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	知的障害者 障害児	平成30年４月１日

◉金沢市告示第134号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第１項第１号の規定により指定特定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第２項の規定により告示します。

平成30年４月11日

金沢市長　山　野　之　義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	指定年月日
1730104799	相談支援事業所　結	金沢市彦三町２丁目１番10号　真和ビル２階	株式会社VSサポート	金沢市彦三町２丁目１番10号　真和ビル１階	計画相談支援	特定無し	平成30年４月１日
1730104815	ギフト相談支援事業所	金沢市粟崎町１丁目34番地	株式会社衣食住の家	金沢市粟崎町１丁目34番地	計画相談支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	平成30年４月１日

◉金沢市告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年４月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成30年４月11日

金沢市長　山　野　之　義

道路の種類	路線名	区間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	森本48号岩出町線５号	岩出町ホ106番先から 岩出町ホ106番先まで	旧	5.0	12.9
			新	17.7	12.9

◉金沢市告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年４月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成30年４月11日

金沢市長　山　野　之　義

路線名	区間	供用開始日
１級幹線３号犀川大通り線	涌波１丁目106番２先から 大桑町カ217番１先まで	平成30年４月11日

森　本　48号 岩出町線　5号	岩出町ホ106番先から 岩出町ホ106番先まで	平成30年4月11日

公　告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第8条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者としての登録を抹消したので公告します。

平成30年4月11日

金沢市長　山　野　之　義

登録番号	名　称	所　在　地	登録抹消年月日
32	有限会社リリーフ	金沢市東力2丁目120番地	平成30年3月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、石川県から金沢都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年4月11日

金沢市長　山　野　之　義

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	備　考
金沢都市計画道路	金沢市小立野2丁目、小立野1丁目及び旭町1丁目の各一部	金沢市都市整備局都市計画課	3・6・3号小立野旭町線
金沢都市計画公園の変更	金沢市丸の内及び尾山町の各一部	金沢市都市整備局都市計画課	5・5・5号金沢城公園

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年4月11日

金沢市長　山　野　之　義

1　協定を締結した相手方

観音町通り地区の住民等

2　協定を変更した年月日

平成30年4月1日

3　協定番号

25

4　協定の名称

観音町通り地区まちづくり協定

5　まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項		変　　更　　前	変　　更　　後
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物等を建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。 ⑴～⑽　（略） ⑾　建築基準法別表第２（ち）項第３号に掲げるもの ⑿～⒁　（略）	次に掲げる建築物等を建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。 ⑴～⑽　（略） ⑾　建築基準法別表第２（り）項第３号に掲げるもの ⑿～⒁　（略）

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第１項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第５項において準用する同条第４項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年４月11日

金沢市長　山　野　之　義

1　協定を締結した相手方

木町一番丁地区の住民等

2　協定を変更した年月日

平成30年４月１日

3　協定番号

26

4　協定の名称

木町一番丁地区まちづくり協定

5　まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項		変　　更　　前	変　　更　　後
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物等を建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。ただし、⑴については、平成28年７月25日（協定締結日）に建築物が存する敷地について、同敷地での同用途の建築についてはこの限りでない。 ⑴～⑻　（略） ⑼　建築基準法別表第２（ち）項第３号に掲げるもの ⑽～⒀　（略）	次に掲げる建築物等を建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。ただし、⑴については、平成28年７月25日（協定締結日）に建築物が存する敷地について、同敷地での同用途の建築についてはこの限りでない。 ⑴～⑻　（略） ⑼　建築基準法別表第２（り）項第３号に掲げるもの ⑽～⒀　（略）

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第１項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第５項において準用する同条第４項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年４月11日

金沢市長　山　野　之　義

1　協定を締結した相手方
　木町二番丁地区の住民等
2　協定を変更した年月日
　平成30年４月１日
3　協定番号
　27
4　協定の名称
　木町二番丁地区まちづくり協定
5　まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項		変　更　前	変　更　後
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、⑴については、平成29年１月23日（協定締結日）に建築物が存する敷地において、協定締結日以後に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。 ⑴～⑽　（略） ⑾　建築基準法別表第２（ち）項第３号に掲げるもの ⑿～⒀　（略）	次に掲げる建築物を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、⑴については、平成29年１月23日（協定締結日）に建築物が存する敷地において、協定締結日以後に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。 ⑴～⑽　（略） ⑾　建築基準法別表第２（り）項第３号に掲げるもの ⑿～⒀　（略）

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定により検査済証を交付したので、同条第３項の規定により公告します。

平成30年４月11日

金沢市長　山　野　之　義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類　位置及び区域
金沢市三池町83番１及び83番３から83番５まで	金沢市諸江町中丁171番地１ ハートホーム株式会社 代表取締役　飛田　誠治	道路　金沢市三池町83番１
金沢市才田町丁125番１	白山市相木町143番地 danke Ⅰ-101号室 喜多　兼士	

公　営　企　業　告　示

◉金沢市公営企業告示第13号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の３第１項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業

管理規程第５号）第27条第７項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の３第３項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年４月11日

金沢市公営企業管理者　桶　川　秀　志

1　平成29年12月１日から平成30年２月28日までの原料の平均価格等

(1)　１トン当たり液化天然ガス平均価格　49,830円

(2)　１トン当たり液化プロパン平均価格　67,310円

(3)　１トン当たり平均原料価格　51,420円

2　原料価格変動額　38,100円

算式　89,530円（１トン当たり基準平均原料価格）－ 51,420円（１トン当たり平均原料価格）＝ 38,100円（100円未満切捨て）

3　１立方メートル当たり調整単位料金の額

算式　基準単位料金の額－38,100円（原料価格変動額）／ 100円×0.082円

この結果、平成30年５月１日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から31.25円を減算した額になります（小数点第３位以下切上げ）。

◉金沢市公営企業告示第14号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第５号）第20条の３第１項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第３項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年４月11日

金沢市公営企業管理者　桶　川　秀　志

1　平成29年12月１日から平成30年２月28日までの平均原料価格

１トン当たり　67,310円

2　原料価格変動額　19,000円

算式　86,340円（１トン当たり基準平均原料価格）－ 67,310円（１トン当たり平均原料価格）＝ 19,000円（100円未満切捨て）

3　１立方メートル当たり調整単位料金の額

算式　基準単位料金の額－19,000円（原料価格変動額）／ 100円×0.204円

この結果、平成30年５月１日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から38.76円を減算した額になります（小数点第３位以下切上げ）。

公 営 企 業 公 告

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第３号）第10条第１項の規定により次の者の下水道排水設備工事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成30年４月11日

金沢市公営企業管理者　桶　川　秀　志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	取消年月日
74	ササタニ設備	金沢市金市町ハ17番地４	平成30年３月19日

平成30年（2018年）４月11日　印刷　発行人　金　沢　市
平成30年（2018年）４月11日　発行　発行所　金 沢 市 役 所
定価　120円　印刷所　石川県金沢市玉鉾４丁目166番地　（株）共　栄